

認可外保育施設を利用する保護者とその乳幼児（待機児）に対して 保育料負担軽減補助金を公平に給付することを求める請願書

平成 19 年第 4 回定例市議会請願番号 25 号で採択をうけました、『小山・小山ヶ丘地域の保育所・学童保育クラブの増設と子育て支援施策の拡充及び予算の大幅増額を求める請願書』に関連して再度請願書を提出いたします。

昨年の市議会において、上記請願書は多数のご理解を得て採択され、今年度当地では小山ヶ丘学童クラブが増設され、認証保育園の増設の決定により 21 年度保育環境に改善の見通しができたことは、大変感謝申しあげる次第です。しかしながら、子育て支援施策の拡充として請願いたしました、「保育料負担に関して格差是正のための補助金制度の対象を拡大してください。」という内容については何ら進展がないように伺えます。

平成 19 年度、町田市中期経営計画で「平成 21 年度には待機児 0 名」と目標が掲げられました。しかしながら、平成 20 年、町田市の待機児状況は約 230 名を超えて 4 月スタート。(平成 19 年度は約 130 名)、10 月には 569 名の待機児がいます。認証・委託保育室・保育ママさんを利用する乳幼児は 304 名、東京都に届出を出している無認可保育施設を利用している乳幼児は 190 名(平成 19 年度 10 月)です。おなじ待機児であっても、後者は保育料軽減補助金の恩恵を受けることが出来ません。また、指定された認証以下の保育施設は、町田市内の偏った地域に設置されているため公平に利用することができず、それらの施設も秋期には満員となるため、途中入所を希望する保護者には利用する事が困難な状況です。

保育をほぼ同等に必要とする利用者でありながら、①国・都・市からの運営費を受けて保育料を所得に応じて利用できる認可保育園、②都・市の措置費と保育料軽減の補助金を利用できる認証以下の保育施設、③地域の保育ニーズに応じて保育者の努力と保護者間の信頼で運営される無認可保育施設とは、各利用者間の経済的負担には、2重3重の格差が生み出されています。

町田市の子育て支援政策「子どもマスタープラン」の基本目標では「子どもが安らいでいる家族があり家族が地域とつながっている」とうたわれ、重点目標のⅡ-2には「親が働くことを支える」とあります。就業と養育の両立のために、近隣の地域のなかで信頼のおける保育施設を選ぶことは保護者の権利ですが、その結果、利用する保育施設によって経済的負担に格差が生じることは、憲法に於ける平等の精神を冒します。児童福祉法 24 条において「市町村は保育に欠ける乳幼児の保護者から申し込みがあった場合、保育所において保育しなくてはならない。ただし保育所が無いなどやむをえない事由がある場合はその他の適切な保護をしなくてはならない」と定められていることから、保育施設利用者間の格差の是正は、待機児童を多数抱えている自治体の責務でもあります。

全国の少子・高齢化の中、41 万都市町田市は、福祉充実の自治体として定評を得ています。子育て支援策も独自の充実を願うものです。「子どもの成長に待ったなし」という視点をもって、早急の改善・対応策をとって戴きたく、以下のとおり請願を致します。

請 願 事 項

- 1、 町田市認可保育園入所申請している乳幼児（待機児）とその保護者に対して、東京都届出の無認可保育施設を利用する場合、保育料負担軽減補助金を公平に支給してください。
- 2、 上記実施可能な保育予算を増額してください。